

知名町農業委員会平成31年度第4回定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月24日 午後1時35分～午後3時35分
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2	田尻 博樹	12	川内 清弘
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	
10	榮 米子	計	16名

4. 欠席委員
18番 中瀬 秀治
5. 事務局職員
係長 田中 雅俊
6. 議事日程

(1) 議案について

1. 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
2. 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について
3. 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
5. 議案第15号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
6. 議案第16号 あっせん委員の指名について

付 議 事 項

議長

先月の総会より本日午前中までの会務報告をいたします。

6月27日沖永良部地区青年クラブ連絡協議会の総会に出席しました。令和元年度は幸山委員が会長になりました。その後、新規就農者励まし会に出席しました。平成30年度の新規就農者は沖永良部で8名だそうです。

7月3日糖業振興会役員会に出席しました。事業経過報告、決算報告や予算の説明がありました。

7月30日糖業振興会の総会が予定されています。案内通知が届いた方は参加願います。

7月22日から本日午前中まで奄美に出張で行って来ました。令和元年度奄美地区農業委員会連絡協議会の定例総会、サトウキビ価格対策協議会の総会、奄美群島農政推進協議会の総会へ出席いたしました。

以上で会務報告を終わります。

これより議題事項に入ります。

日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。知名町農業委員会会議規則第13条2項に規定する議事録署名委員ですが、7番福田委員、8番池沢委員を指名いたします。尚、本日の会議書記は事務局職員の田中氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議題事項に入ります。

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします

事務局

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

1-1 知名アギナ〇〇畑3,672㎡〇〇さんから知名〇〇さんへ相続、あっせん希望なしです。以上です。

議長

報告第6号について、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないですね。
それでは、次いきます。
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明いたします。
1番 黒貫先間川〇〇畑4,053㎡平成30年8月1日から平成35年7月31日までについて、合意解約したを日令和元年7月1日、引き渡し日令和元年7月31日です。
2番 正名黒平〇〇畑4,614㎡平成25年12月1日から平成35年11月30日までについて、合意解約をした日令和元年7月1日、引き渡し日令和元年7月10日です。

議長 報告第7号について、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないですね。
それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。

事務局 1番 屋者高アタ子〇〇畑3,751㎡基盤整備済みを含む計8筆9,419㎡〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
2番 芦清良星窪〇〇畑1,400㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
3番 正名黒平〇〇畑4,614㎡基盤整備済み〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
4番 新城内穴張〇〇畑2,438㎡基盤整備済みを含む計2筆〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
5番 赤嶺後原〇〇畑3,415㎡未整備を含む計4筆8,900㎡〇〇さんから〇〇さんへ贈与、対価無償です。
6番 屋者高アタ子〇〇畑1,508㎡未整備〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。
7番 屋者高アタ子〇〇畑906㎡未整備〇〇さんから〇〇さんへ売買、筆〇〇万円です。

議長 はい。それでは地区担当委員より順次補足説明をお願いします。
1番お願いします。

15番委員 譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が高齢で出来ないということで譲受人への贈与となりました。現地はほとんどサトウキビが植えてありました。農機具等は知人から借りてしているそうです。審議の程、よろしくをお願いします。

議長 はい。次2番お願いします。

16番委員 これは当初、あっせんがあったんですが売買が決まりました。譲渡人と譲受人は同郷の農家ということですが、譲渡人は大分前に離農していて、農地を整理しながら売りたいということでした。準備ができたのがこの1件でした。次また出で来るとは思いますが、売買で所有者が変わることです。譲受人は5,6年前から就農しています。ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。次3番お願いします。

7番委員 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人のご主人はサトウキビを中心に農業をしています。機械等も全て揃っています。よろしくをお願いします。

議長 はい。次、4番お願いします。

11番委員 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人はずっと親子で農業をしていたんですが、昨年譲渡人が入院をした後は譲受人がしています。畑の方はサトウキビが植えてありました。サトウキビと畜産をしています。機械等も揃っています。ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。次5番お願いします。

12番委員 私の方は現地確認だけをしています。サトウキビとバレイシヨあとでした。譲受人の奥さんの

譲渡人が叔父さんになります。

事務局 和泊町の場合、事務局で対応ということで確認しましたので説明します。本人と中々連絡が取れず和泊町農業委員会へ確認したところ、経営改善計画認定申請書が頂けてきてユリの球根、サトウキビ、バレイショ、サトイモと大規模な農業をしています。後継者もいまして一緒に農業をされているそうです。関係についてはいとこ叔父になるそうです。よろしくお願ひします。

議長 はい。次6番、7番お願ひします。

15番委員 この2件は先日新しく売買が成立しました。6番は、譲受人が以前から耕作をしまして現在ロータリーをかけた状態です。バレイショとユリの切り花を作っていて、この畑はバレイショを植える予定です。農機具も全て揃っています。7番についても、譲受人が以前から耕作をしましてバレイショを植える予定です。農機具も全て揃っています。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 11:00 はい。議案第13号について、事務局並びに地区担当委員より説明がありました。何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないですね。それではただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですのでただ今の原案は許可決定といたします。次に議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。転用事業者瀬利覚〇〇さん、譲渡人瀬利覚〇〇さん、土地の表示は瀬利覚向田〇〇畑545㎡事業計画は車庫兼物置、施設概要は車庫兼物置50㎡、所要面積545㎡、資金調達計画が土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費〇〇万円、全て自己資金での調達を予定しております。以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございました。議案第14号につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、ただ今の原案について賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですのでただ今の原案は許可決定といたします。続きまして、議案第15号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 1番 下城穂切〇〇未整備1,098㎡を含む計3筆18,008㎡につきまして、貸人〇〇さん農業廃止により借人〇〇さん経営面積13,193㎡賃貸借、令和元年8月1日から10年間の新規設定です。
2番 下城ヤスラ〇〇未整備6,153㎡を含む計4筆貸人〇〇さん、規模縮小により借人〇〇さん経営面積13,193㎡賃貸借、令和元年8月1日から10年間の新規設定です。
3番 正名帯野〇〇基盤整備済み2,046㎡を含む計3筆8,155㎡につきまして、貸人〇〇さん、規模縮小により借人〇〇さん経営面積13,193㎡賃貸借、令和元年8月1日から10年間の新規設定です。
4番 黒貫親田〇〇基盤整備済み1,396㎡につきまして、貸人〇〇さん、農業廃止により借人〇〇さん経営面積22,681㎡賃貸借、令和元年8月1日から5年間の新規設定です。
5番 住吉奥二原〇〇未整備1,364㎡につきまして、貸人〇〇さん、規模縮小により借人〇〇さん経営面積6,831㎡賃貸借、令和元年8月1日から5年間の新規設定です。
6番 屋子母ゲンテナ〇〇未整備2,388㎡を含む計3筆6,081㎡につきまして、貸人〇〇さん、

後継者育成のため借人〇〇さん使用貸借により令和元年8月1日から10年間の新規設定です。
7番 知名石窪〇〇1,636㎡につきまして、貸人〇〇さん、新規就農者への貸し付けのため借人〇〇さん経営面積2,900㎡使用貸借により令和元年8月1日から5年間の新規設定です。
8番 屋子母西村〇〇未整備510㎡を含む計3筆貸人〇〇さん、新規就農者への貸付のため借人〇〇さん経営面積2,900㎡使用貸借により令和元年8月1日から5年間の新規設定です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました。地区担当委員からの補足説明をお願いします。
1番お願いします。

7番委員 　貸人と借人は知人です。ロータリーをかけて夏植えを予定しています。
2番の貸人は借人の叔母になります。下城の畑は夏植えを予定しています。新城の畑は株を立てて管理作業をして収穫をする予定です。
3番の貸人は借人の叔父になります。3-1,2番の畑は春植えがされていました。3-3番の畑は牧草が残っていて8月頃に刈り取ったあと夏植えを予定しています。
機械は全て親が持っていて一緒に使うということで揃っていますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 　4番、お願いします。

17番委員 　貸人と借人は知人です。借人はバレイショ専業農家です。この圃場は本人がバレイショを作ったあとロータリーをかけてます。機械類も揃っています。審議よろしくをお願いします。

議長 　次5番、お願いします。

7番委員 　貸人と借人は知人です。畑自体は今は何も植えられていない状態です。機械は親が持っているものを使ってサトウキビを植える予定ですので、よろしくご審議をお願いします。

議長 　次6番、お願いします。

3番委員 　貸人と借人は親子です。借人は今後新規就農として頑張りたいということで、畑は株出しがしてありました。機械は叔父さんから借りてやっていくとのこと。
7番、貸人と借人は親子です。去年はバレイショを植えてましたが今年は春植えをしてありました。
8番、貸人と借人は親子です。春植えをしてありました。今後新規就農として頑張っていくということ。機械は親がもっているのをそれを借りてするということ。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 　農地売買等事業について説明します。
1-1 芦清良竿津野〇〇畑2,007㎡、平成31年2月13日に鹿児島県地域振興公社が買い入れたものを令和元年8月9日を目処に芦清良〇〇さんへ売り渡すということになっております。
2-1 上平川黄原〇〇畑3,863㎡、平成30年9月13日に鹿児島県地域振興公社が買い入れたものを令和元年9月12日を目処に上平川〇〇さんへ売り渡すということになっております。
3-1 上平川当袋〇〇畑524㎡を含む計2筆、平成31年3月13日に鹿児島県地域振興公社が買い入れたものを令和元年9月12日を目処に上平川〇〇さんへ売り渡すということになっております。所有権の移転を受ける方は、認定農業者となっております。

議長 　はい。ありがとうございました。ただ今の議案第15号について事務局並びに地区担当委員より説明がありました。その件について何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 　ないようですので、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 　はい。ありがとうございました。全員賛成ですのでただ今の原案は許可決定といたします。次に議案第16号 あっせん委員の指名について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　16-1 田皆前当〇〇畑1,133㎡売買、鹿児島市〇〇さん価格については相談に応じるということです。

16-2 赤嶺赤嶺原〇〇畑1,249㎡売買、兵庫県〇〇さん価格については相談に応じるということ。以上です。

議長 はい。それではあっせん委員の指名についてですけど、希望者はいますか。いないようでしたら、こちらから指名させていただきます。16-1号 8番9番委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

8番委員 はい。少し確認したいのですが、耕作者はどなたでしょうか。周りの人に確認したらはっきりわからなかったの。

事務局 耕作者が誰かまですみませんが、わかりませんでした。

議長 次16-2号 12番1番委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

全員賛成

議長 先月の総会より、懸案事項となっている農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 先月保留ということで、皆さんと今月、総会前に現地確認をする予定となりましたが、現地を確認しても中の様子は見られないのではないか、ということで7月22日ドローンを使用し撮影しました。現在の状況がわかりましたので皆さんと検討したいと思います。上城沖〇〇は一度使ってあるんじゃないか、△△も一度は開けたのではないか。微妙なのが□□、原野の部分で確認がとれないのが●●が〇〇に入り込んでいるということで皆さんに検討して頂こうと思います。

議長 どなたかご意見ないですか。

2番委員 先月非農地証明を取り消した分ですね。

事務局 そうです。非農地証明を取り消して3条申請をあげてきたんですけど今現在、一部畑でない部分も3条の許可が出せるのか。

2番委員 本人は3条で出したいということですよ。

事務局 そうですね。これからいくと△△、〇〇、原野●●、被っている分はそんなに時間かからないで、開けられる可能性が高いので本人がそのまま使って農業します、畑として利用します、ということであればどうなのかなっていう部分があるんですけど。

2番委員 原野部分●●とか、▲▲も審議しないといけないのですか。入っているからですか。

事務局 そうですね。本人としては、登記簿は原野だけれども、現況は畑ではないかということで提出してきているので。

2番委員 畑じゃない。でいいのではないか。

事務局 ●●も

2番委員 そうです。●●も

事務局 被ってますけど、〇〇の中に●●が入ってますよね。

2番委員 個人的には□□だけだと思いますが、□□が3条として通るか、通らないか。他は見た感じでは、畑として使えそうなものだから、あとは本人が3条で使えるんだったらいいと思いますが。□□だけでは、実際どうなのかなっていう部分は。原野は原野でそのままやっていいのではないか。

- 3番委員 本当に畑ですよ。
- 事務局 ○○と△△は使っていたらしいです。
- 3番委員 □□は。
- 2番委員 そこだと思えますが。実質本当に使っていたのか。本人が畑として使うといってるんですが、□□はもし畑として本当に使う根拠みたいなものは実際あるのか。他は使えそうではあります。
- 事務局 そうですね、一回開けてますので。
- 2番委員 □□は開けなかった訳だから、使えないから開けなかったのではないのか、普通に考えるとそれを3条であげるということはちょっと難しいのではないか。他は3条であげてもいいが、□□だけは厳しいのではという気がします。
- 17番委員 地元の委員さんに聞いてみるのは。
- 10番委員 小さくてあけて使うほどの面積ではなくて、面倒臭いから嫌って断られて、他の部分はまだ広いからってことで。
- 議長 △△と○○の2筆だけを許可するというのはどうでしょうか。
- 8番委員 ●●は原野が入っていますが、畑にしてもいいのではないか。
- 17番委員 勾配はついているのか。ついていたら土砂をおろせるのでは。
- 事務局 そうはなってないです。むしろ上がっているかもです。
- 16番委員 非農地認定というのはこの会に権利としてありますよね。農地ではありません、という認定をこの会が持っているんですよ。
- 事務局 はい。
- 16番委員 逆に畑として認定する機能もある訳ですよ。相手が原野と言ってこれは畑ですよ。その見地からいくと、その人が基本的に自由に原野を畑にする権利があるわけですよ。そして畑になった時点で、これは畑ですと認定する方法があります。その時に3条の申請をあげて頂いたときに認めたらいい訳だから。親からの遺言で譲って貰ったということが引っかけ、間違いなく譲られたのであれば開墾を自由にされたらどうですか、と進言したらどうでしょう。開けた所を見て始めてここは畑です、と認定をして耕作者を承認する方が良さそうな気がするんですが。
- 事務局 結局、それまで全てを保留しておくのか、許可出せる分は許可するのか。農業委員会で審議しているのが、農地というのは、農業委員会で許可がないと名義が変えられませんよ、ということで出てきている分なので、實際上農地としてすぐ使えるような畑であるのは△△と○○少し重なっている●●の原野、に関しては登記地目は原野ですが現況は畑です、ということで農地法3条の許可を農業委員会が出しました。という形にするのか、全部現況が畑だと確認ができた段階で農地法3条の申請を出して頂いて農業委員会として認めるか、どちらかだと思えますがそうすると保留として続いてしまいます。
- 16番委員 現況主義が一番大事だと思います。
- 事務局 現況主義でするのであれば、△△、●○、○○に関しては畑として認められて、この3筆だけを許可するとして、あとは開けたときに許可するというふうにするか。
- 2番委員 原野は登記は変えられるということですね。

事務局 原野はそうです。

2番委員 ▲▲は農業委員会の許可はいらないということですね。
●●は現況が畑だから農業委員会の許可が必要、登記を変えられるのは、□□だけということですね。

事務局 そうですね。

議長 それでは、△△、●●、○○の3筆について、許可をするか採決を取りたいと思いますが、よろしいですか。それでは本日の総会ではこの3筆に対して許可をするということで、賛成の方挙手をお願いします。

(大多数挙手)

議長 賛成多数のため、許可することといたします。

事務局 次回総会は、8月19日午後からです。
利用状況調査の地図を8月始めに持って行きますので調査をお願いしたいと思います。
昨年までと変更は特にありませんので、不明な点は事務局に問い合わせください。

議長 それでは、これで終わります。